

令和6年度 福井市体育館メインアリーナ壁面広告募集要項

1 目的

福井市体育館の壁面を活用し、新たな財源確保や地域経済の活性化を図るため、福井市体育館メインアリーナ壁面に設置する広告を募集する。

2 広告媒体の名称

福井市体育館メインアリーナ壁面（南側）

3 募集する広告の概要

福井市体育館メインアリーナ壁面広告仕様書（別紙）を参照
デザインの作成、広告媒体となる幕の作成、設置、修繕及び撤去は広告主が行うものとする。

4 広告募集期間

令和6年3月26日から令和7年1月31日までの間、随時、募集を受け付ける。
広告設置枠は先着順にて決定する。
同時に申し込みがあった場合は抽選にて広告主を選定する。
広告設置枠の空き状況については、市ホームページから確認すること。

5 応募の条件

福井市広告事業実施要綱を遵守すること。
広告を掲示する権利を第三者に譲渡、又は転貸しないこと。

6 申込方法

(1) 提出場所

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号
福井市教育委員会事務局スポーツ課

(2) 提出書類

①福井市体育施設壁面広告設置申請書（様式第1号）

②広告原稿案

（紙又は電子データ（BMP若しくはJPEG形式の画像データ又はPDF形式で、かつ、高画質なもの）

※広告には「広告主名称」及び「連絡先電話番号」を掲載すること

③国税、地方税の滞納がないことを証するもの（納税証明書等）

④誓約書

⑤履歴事項全部証明書（個人の場合は事業所の代表者、事業概要等を証する書面）

⑥その他（会社概要、パンフレット等）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送

※提出書類については返却しない

7 審査・決定方法

福井市広告事業実施要綱及び福井市体育施設壁面広告設置要領に基づき審査する。

8 結果報告

福井市体育施設壁面広告設置承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

9 広告設置までのスケジュール

(1) 申請書・質疑の受付

(2) 審査

(3) 承認・非承認通知

(4) 契約

(5) 広告主による広告設置料および体育施設目的外使用料の納入

(6) 広告主による広告作成

(7) 広告設置（承認通知した月の翌々月1日から）

10 決定後の手続き

広告設置が決定した後、広告主は、市と契約締結するとともに、市が交付する広告設置料納入通知書より、契約締結後速やかに広告設置料を一括納付するものとする。また、広告主は、市に福井市体育施設目的外使用許可申請書を提出し、許可を受けた後、福井市体育施設目的外使用料納入通知書により速やかに使用料を一括納付するものとする。

11 注意事項

(1) 「福井市広告事業実施要綱」及び「福井市体育施設壁面広告設置要領」を熟読の上、申請すること。

(2) 本申請に係る費用は、申請者の負担とする。

(3) 広告の作成、設置、撤去及び修繕に要する経費は、広告主の負担とする。

(4) 本市の判断により、大会等開催時に広告を隠す場合がある。

(5) 市が特別の理由があると認めるときを除き、広告設置料及び体育施設目的外使用料の返金は行わない。

(6) 申し込む広告枠数に上限は設けない。

12 問い合わせ先

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号

福井市教育委員会事務局スポーツ課 施設係

電話：0776-20-5355

FAX：0776-20-5746

メール：sports@city.fukui.lg.jp